

「協働」という語は行政学で「組織」定義に使われているキーコンセプトである。³⁾「協働」という語でその概念を表現したのは、現代組織論の創始者チャスタ・バナード (C. I. Barnard) であるといわれているが、彼は『幹部の機能 The Functions of the Executive, 1938』のなかで組織を「協働体系 (a cooperative system)」と定義している。⁴⁾

その後、「協働」概念は、アメリカの行政学者 D. ワルドォ (D. Waldo) によって主張された。ワルドォは戦前におけるアメリカの伝統的な行政学の学問的性格について強烈に批判を展開し、新たな行政研究の方向と枠組みの構築に向けて努力している。ワルドォは『The study of Public Administration, 1955』のなかで「われわれは生まれたときから協働に関する進歩したテクノロジーをもった社会のなかで生活してきたし……人間の協働に関する驚異的なテクノロジーは、各世代ごとに新たに学びとられるべきものである」と述べている。そして、普通一般の使用法によれば「協働」という語は、「積極的な態度、熱中の態度をその中に暗示している」と定義している。⁵⁾

ところで、「協働」という語は国語辞書に載っていない。一般的に「きょうどう」とは「協同」と「共同」である。大森彌は、『協同』とは“ふたり以上のひとが力を出し合って仕事をする”を意味しており、その語からは『協同組合 (経済的な組織体)』が連想されるし、『共同』とは、“ふたり以上が (同じ資格で) いっしょに行うこと”を意味しており、その語からは『共同社会 (ゲマイシャフト)』を連想する」と述べている。そして、『協働』とは共に考え、共に汗を流し、共にリスクを負うという共通事業 (活動) の担い手、つまりお互いが「主催者」であるという関係が合意されている、あるいはそう考えたいという願望が託されている関係状態を意味している」と解釈している。⁶⁾つまり「協働」とは意思をもった複数の行為主体が共通目的を達成していくために互いに心を合わせ、力を合わせ、助け合っていくシステム概念である⁷⁾といえるのである。[図1]

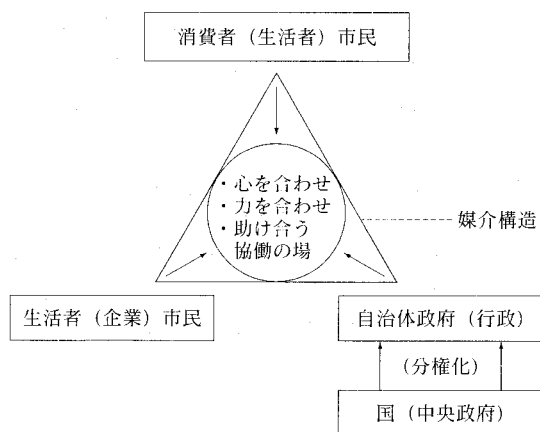
以上から「協働」を定義すれば、「共にリスクを負う」ということは「共に責任を負う」ということを意味しており、「協働」とは主体性・自律性に

基づいて責任を負いつつ、力を合わせて共に働く関係状態を意味しているといえる。

「協働」とは「協力して働くこと」の意でけれども用語法上それが含意されているところはそれほど単純なものではないといえる。なぜなら、協働するということは、すでに複数の行為主体の存在とそれら行為主体の相互作用関係を前提にしているし、そしてなんのために協働するのかという点から行為主体間の共通目標の設定とそれを達成するための行為主体間の協力活動を所与するものとしているからである。⁸⁾

「協働」とは、学問的には行政学の領域において「組織」の中心概念を構成する用語として用いられ、他方、社会現象の分析理解の面では複数の行為者が共通の目標達成にそれぞれ主体性をもって取り組む関係状態を説明する用語として使われていることが分かる。⁹⁾そして、「協働」とは、ある種の目標達成のために関係者の主体的な役割が体系化されている状態を意味しているといえるのである。

図1 自治行政における協働の概念



出典：荒木昭治郎『参加と協働』1990年

【2】公私協働論の潮流

「協働」という用語の使用の古い例は明治時代の「協働会館」であるといわれている。「協働会館」は近隣社会の集会所の機能をもたせており、①近隣の人たちがお互いに親睦を深め合う「場」の意味、②近隣の人たちがお互いに心を合わせ、力を合わせ、助け合って仕事をする (地域に発生